

令和2年8月18日

〒462-0861  
名古屋市北区辻本通1丁目21番地  
株式会社名古屋冠婚葬祭互助会  
代表取締役 土田 直樹 殿

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海  
理事長 杉 浦 市 郎  
(連絡先) 〒464-0075名古屋市千種区内山三丁目28-2  
KS千種ビル6階F  
事務局長 野 澤 厚 美  
TEL : 052-734-8107  
FAX : 052-734-8108

## 申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私どもは、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とする特定非営利活動法人（NPO法人）です。

当団体は、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けております。

さて、今般、貴社の互助会会員契約について、消費者保護の観点から検討をさせていただいた結果、条項等につき、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し、不当ないし不適切と思われる文言がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、令和2年9月18日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴社のご回答の有無・内容及び本申入れ以降の経緯・内容等につきましては、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

## 申入れ事項

### 第1 申入れの趣旨

貴社の「前払式特定取引契約約款」（以下、「本件契約約款」といいます）第14条の契約解除払戻金の定めを削除するよう求めます。

### 第2 申入れの理由

1 貴社は、本件契約約款第14条3項において、貴社との契約期間中に互助会契約（以下、「本件契約」といいます）を解約した場合について、所定の手数料を差し引いた金額が返金されるとしています。

そして、本件契約約款第14条3項の表の「2000円×120回＝240000円コース」によりますと、支払い回数8回までは全額が差し引かれ、9回の場合は600円、10回の場合は2400円、11回の場合は4200円、12回の場合は6000円、13回目以降の場合は支払回数が1回増える毎に差し引かれる金額が1800円ずつ増えることになっています。

2 貴社の本件契約は、いわゆる前払式特定取引契約（割賦販売法第2条6項）にあたりますが、「前払式特定取引契約約款及び前払式割賦販売契約約款に定める解約手数料の額の基準について」という通達（52産局第830号昭和53年1月13日）においては、前払式特定取引を中途解約した場合に業者が契約の締結及び履行のために通常要する費用の額として既払い金額から控除できる金額の基準が定められています。

同通達においては、差し引かれる費用として、①契約費用 200円、②募集手数料 契約額15万円超18万円以下の場合、契約額の1%＋6000円、③集金費用 入金額の10%、ただし、1回あたりの費用は200円以下とする、とされています。

そして、②の募集手数料及び③の集金費用は、専ら消費者のもとに出向いて会員の募集及び会員が支払うべき月掛金の集金が行われている場合についてのみ認められるとされています。

貴社の互助会契約約款4条によると、契約金額の支払い方法は、持参・自動振替・送金によるものとされており、貴社が専ら消費者のもとに出向いて会員の募集をしたり、月掛金の集金が行われているわけではありませんので、中途解約をしたとしても②募集手数料や③集金費用についての損害は発生しませ

ん。

したがって、契約の解除に伴い差し引かれる費用としては、上記①の契約費用にあたる200円についてのみ認められるべきです。

ところが、貴社においては、この金額を大幅に超える金額を契約解除払戻金として控除しており、明らかに同通達に違反しています。

- 3 また、貴社と同じく冠婚葬祭の相互互助や冠婚葬祭の儀式設備の提供等を業とする株式会社セレマにおける、互助会契約を中途解約した場合の払戻金額が問題となった事案について、大阪高裁平成25年1月25日判決は、月掛金の振替手数料（60円に第1回目を除く払込の回数を掛けた金額）及び入金状況通知作成・送付費用等（14,27円に契約月数を掛けた金額）を超える解約金を差し引いて消費者に対し返金する旨を内容とする意思表示を行ってはならないと判示しています。

同判決と比較しても、貴社が契約解除払戻金として差し引く金額は高額であり、「当該事業者に生ずべき平均的な損害の額」（消費者契約法9条1号）を超えることは明らかです。

- 4 以上より、互助会契約を中途解約した場合の契約解除払戻金について定める本件契約約款第14条3項は、上記通達及び消費者契約法9条1号に違反し、無効です。

したがって、本件契約約款第14条3項の契約解除払戻金の定めを削除していただくよう求めます。

以上